

新庄インターチェンジのご利用について

～3月26日(土) 15時から 新庄北道路開通に伴う変更～

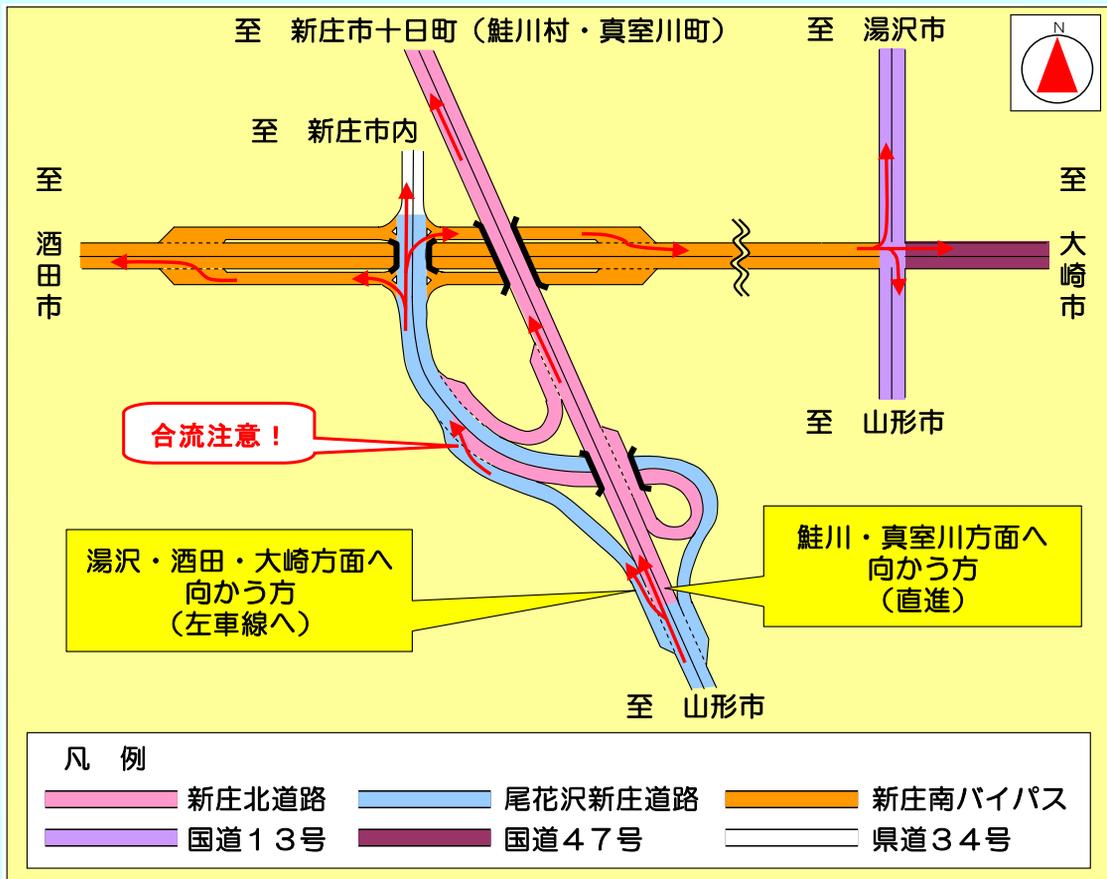
平成23年3月26日(土) 15時からの国道13号新庄北道路の開通に伴い、新庄インターチェンジのご利用方法が下記のとおりとなります。

1. 位置図



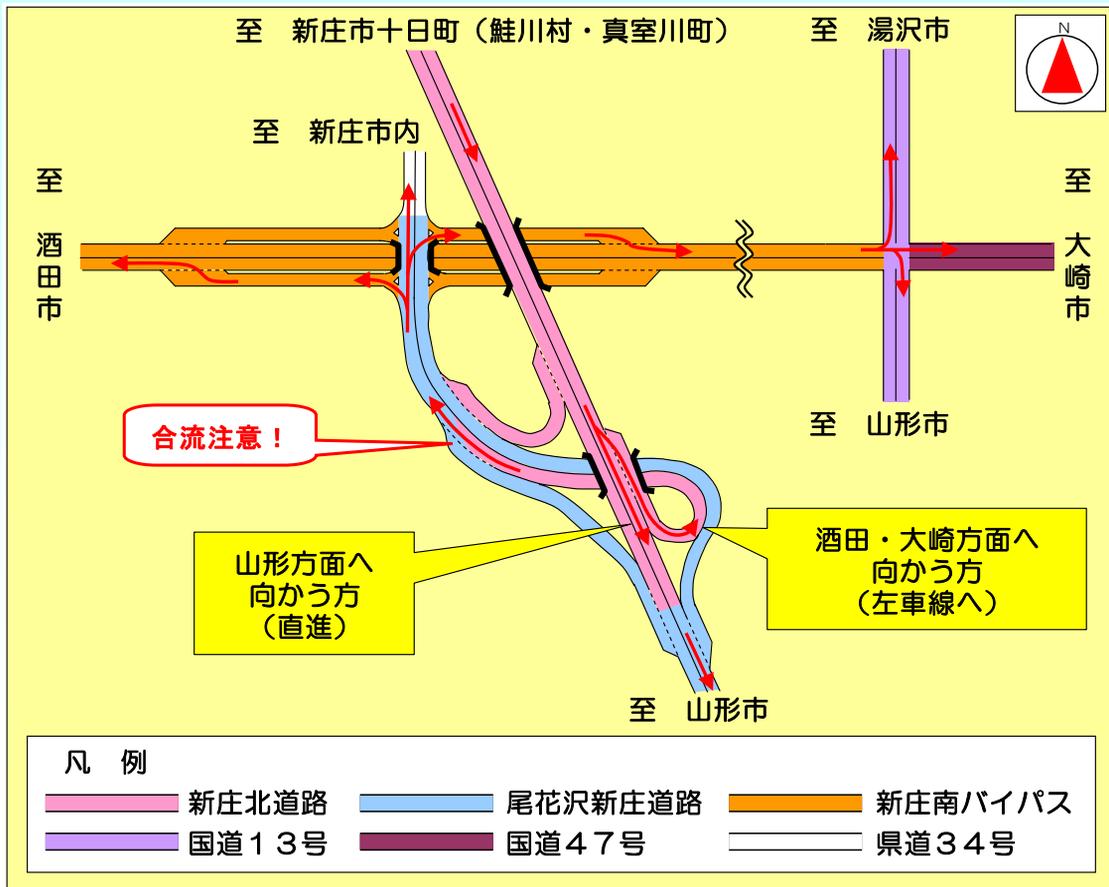
2. 新庄インターチェンジのご利用方法

(1) 山形方面よりお越しの方

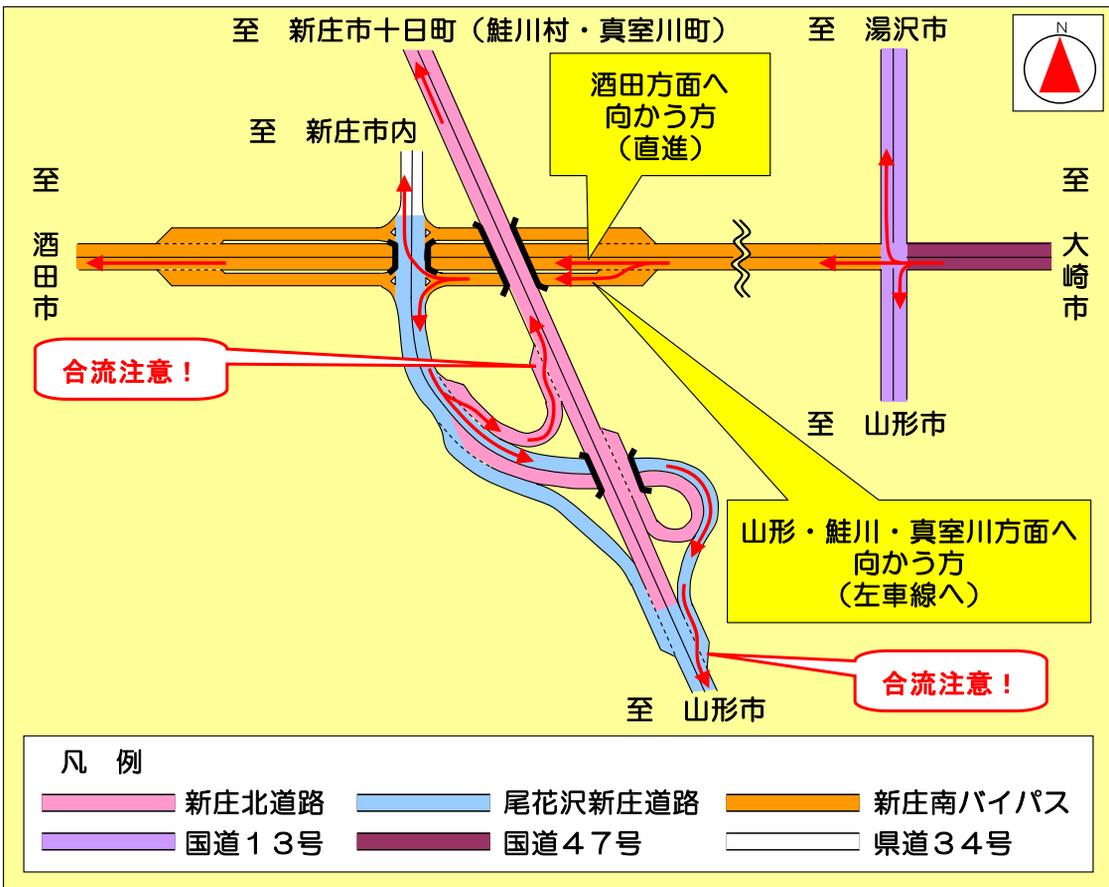


2. 新庄インターチェンジのご利用方法 (つづき)

(2) 新庄市十日町方面よりお越しの方

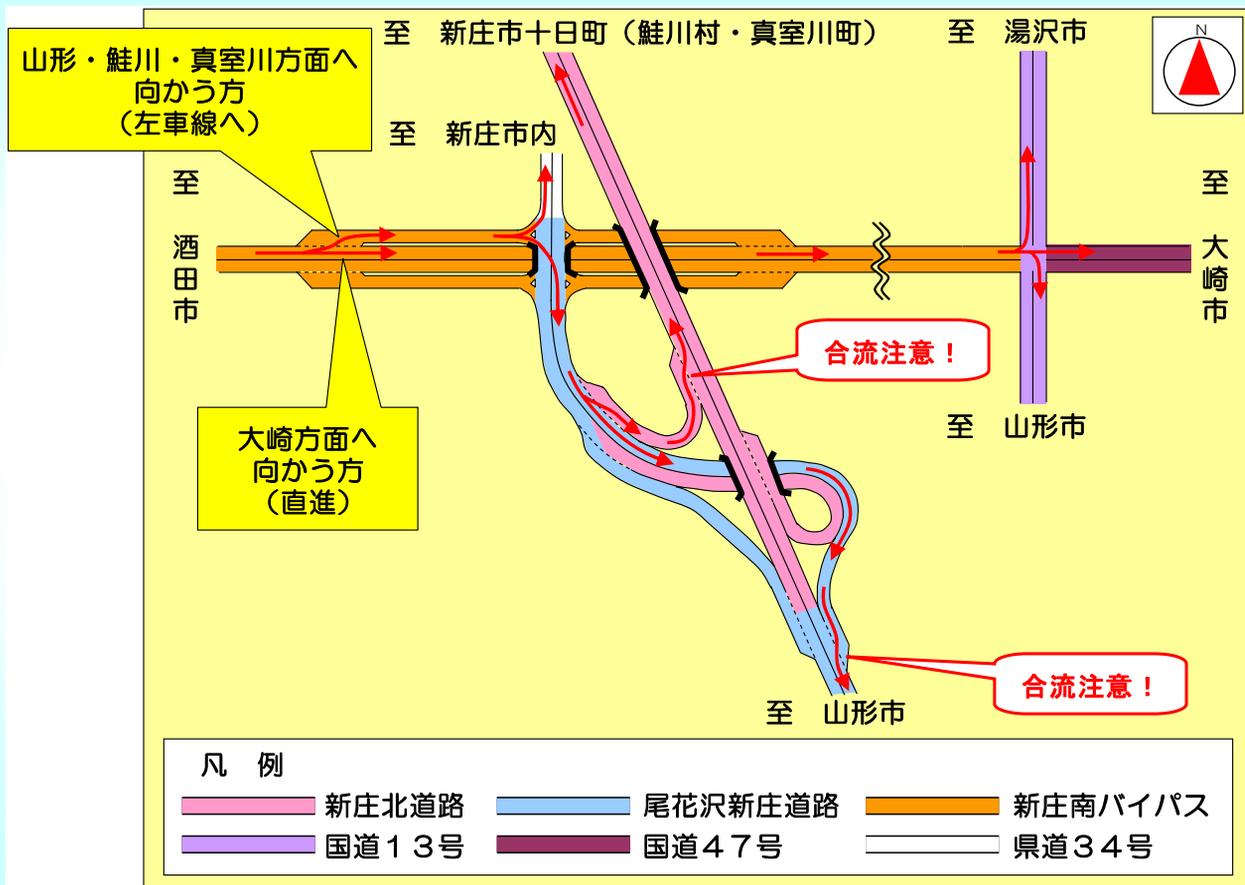


(3) 大崎方面よりお越しの方



2. 新庄インターチェンジのご利用方法（つづき）

（4）酒田方面よりお越しの方



ひとくちメモ・・・「新庄北道路」

「新庄北道路」は、国道13号に並行する自動車専用道路として平成12年から整備が進められ、将来は東北中央自動車道の機能を担う道路として位置づけられています。

「新庄北道路」は庄内地方と宮城県北部、村山地方と秋田県南部を結ぶ交通の分岐点となっており、交通の要所として、また、道路交通網の結節点としてアクセス性の向上が期待されています。



（！注意！）

新庄北道路、尾花沢新庄道路、新庄南バイパスは**自動車専用道路**です。
歩行者、自転車、軽車両、二輪車（125cc以下）は通行できません。

ドライバーの皆様には、スピードの出し過ぎに注意し、安全運転でご通行をお願いいたします。

（お問い合わせ先）

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所 建設監督官 矢口 祐一
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396